

草刈り飛び石事案()

1. 発生日時 平成30年7月9日(月) 9時48分頃
2. 発生場所 E1東名高速道路 上り線 小牧IC～小牧JCT間 KP341.15付近
3. 概要 維持修繕業務による切り土のり面で路肩草刈りを実施していたところ
「7月9日9:48頃、東名(上)小牧IC～小牧JCT間の草刈り作業の規制
付近を走行していたところ小石が飛んできた。休憩施設で確認するとフロントガラス
に傷がついている。」とお客様センターに入電があったもの。(第三者被害の恐れ)
4. 被害状況 車種()・損傷部位フロントガラス(0.5mmほどのへこみ傷)
5. 相手方 () 様
6. 当事者 ()
7. 時系列
9:48頃 事象発生(お客様の申し出より)
10:07 お客様センターへ入電
10:30 お客様センターから() 保全へ入電。補償要望有。
10:30 () HSからメンテ現場代理人に事実確認依頼
10:40 現場代理人が事実確認したところ、「9:48分頃KP341.5(上
り小牧IC～小牧JCT間)で草刈をしていたことを() HSに報告
11:20 () HSより、お客さまへ電話連絡。取り込み中のため、再度、連絡し、
事実関係を立会確認するとの返答
14:00 内津峠(下り)ネクスコ課長と現場代理人が客さまに会いドライブ
レコーダーの画像を確認したが、はっきりとした画像が無く動画デー
ターをコピーして社内に持ち帰る

草刈り飛び石事案()

- 17:00 社内を確認したがはっきりとした画像は見あたらないものの、お客様の申し出での時間と場所が一致することまたその時間に草刈りしており当作業からの飛び石と判断し補償するとの旨を相手方とnexco課長に連絡
8. 原因 : 当日草刈を切り土法面で作業していた、本線路肩では飛石防止ネットを使用しながらの作業をしていたが、法面では距離が離れているためネット養生はしなかった。(現場には木がはえていてトリマーが使えないため回転刃を使用していた作業をしていた) その際に回転刃が石跳ね上げて、お客様の車のフロントガラスに接触したと推測される
9. 対策 : 今後、切土法面の草刈をする場合は、法尻2m迄とし、それ以上の高さの場所は飛石防止対策が不十分なため、行わない事とする。

位置図



作業写真



作業概要図

追越

走行

路肩



